#### 1 設置

石巻市総合計画策定本部設置要綱第7条の規定に基づき、専門事項に関する調査検討を行う組織として、石巻市総合計画策定本部専門部会(以下「専門部会」という。)を設置する。

### 2 所掌事務

計画策定の全般的事項に関し、専門的な調査検討を行う。

- (1) 現行の石巻市総合計画の評価検証と課題の整理
- (2) 石巻市震災復興基本計画の評価検証と課題の整理
- (3) 総合計画の策定に必要な資料及び情報の収集
- (4) 各種行政分野の専門的な調査検討
- (5) 各種個別計画及び組織間の総合的、横断的な調整
- (6) 政策及び施策の体系化
- (7) 重点的施策の整理
- (8) 基本計画のとりまとめ
- (9) その他、策定に必要となる事項

#### 3 構成等

- (1) 専門部会は、石巻市職員をもって構成する。
- (2) 各種個別計画との整合を図れるような人選とする。
- (3) 専門部会に、特定分野の事項について調査検討するため、6の部会を設置する。
  - ・ 地域コミュニティ部会
  - 行財政推進部会
  - 生活基盤整備部会
  - 健康福祉医療部会
  - 産業振興部会
  - 教育文化部会
- (4) 専門部会の各部会には、部会のとりまとめと横断的な総合調整を行うため部会長を置き、部会の分野に精通した代表課長を充てる。

## 4 その他

- (1) 会議の開催は、部会毎に開催することとし、部会長が必要に応じて招集しその議長となる。必要があると認めるときは、部会員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- (2) 部会相互間の調整を行うため、部会長による合同会議を開催する。
- (3) 事務局として復興政策課職員が会議に同席し進行状況を管理する。

# 部会

部門名	部会長	関係する課(原則課長補佐で構成)
地域コミュニティ	地域協働課長	復興政策課、SDG s 地域戦略推進室、震災伝
		承推進室、I C T総合推進室、地域協働課、地
		域振興課、東京オリンピック・パラリンピック
		推進室、危機対策課、防災推進課、各支所、各
		総合支所地域振興課
行財政推進	行政経営課長	秘書広報課、総務課、人事課、管財課、庁舎整
		備推進室、情報システム課、財政課、行政経営
		課、市民税課、資産税課、納税課、市民課、各
		総合支所地域振興課、各総合支所市民生活課、
		会計課
生活基盤整備	都市計画課長	基盤整備課、市街地整備課、区画整理課、集団
		移転推進課、半島拠点整備推進課、漁業集落整
		備課、環境課、廃棄物対策課、最終処分場建設
		推進室、都市計画課、高規格道路整備推進室、
		石巻駅周辺整備プロジェクト推進室、道路第1
		課、道路第2課、建築課、住宅課、建築指導課、
		下水道管理課、下水道建設課、河川港湾課、
		各総合支所地域振興課、各総合支所市民生活課
健康福祉医療	福祉総務課長	健康推進課、夜間急患センター、保険年金課、
		介護保険課、包括ケア推進室・包括ケアセンタ
		一、福祉総務課、生活再建支援課、障害福祉課、
		保護課、子育て支援課、子ども保育課、市民相
		談センター、虐待防止センター、各総合支所保
		健福祉課、病院局事務部病院管理課
産業振興	産業推進課長	産業推進課、商工課、観光課、水産課、水産基
		盤整備推進室、農林課、ニホンジカ対策室、農
		業復興推進室、各総合支所地域振興課、農業委
		員会
教育文化	教育総務課長	教育総務課、学校教育課、学校安全推進課、学
		校管理課、生涯学習課、複合文化施設開設準備
		室、体育振興課、各公民館、図書館